

山形県肝炎対策指針(第2期)の概要

1 策定の趣旨

- 肝炎については、B型・C型肝炎ウイルスの感染に起因するものが多くを占めている。
- 本県では、肝炎対策基本法や国の肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)に基づき、平成26年3月に「山形県肝炎対策指針」を策定し、関係機関が連携して肝炎対策に取り組んできたが、平成30年度をもって取組期間が終了することから、次期指針を策定し肝炎対策を一層推進する。

2 指針の方向性

厚生労働省による基本指針の改正や医療の進歩、本県の現状及び課題等に応じた新たな指針として策定する。また、新たな目標を設定し、その達成に向けた施策や取組みの充実、強化により、肝がんへ移行する患者及び肝がんによる死亡者を減少させる。

3 取組期間

2019年度から2023年度まで(5年間)

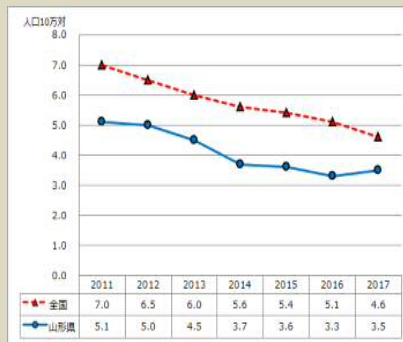
山形県の肝がんの状況

○肝がんの罹患率の状況 [2011-2016] (年齢調整罹患率)



出典：がん対策情報センター統計データ
厚生労働省全国がん登録報告
山形県がん実態調査報告

○肝がんの死亡率の状況 [2011-2017] (75歳未満年齢調整死亡率)



出典：がん対策情報センター統計データ

これまでの取組み(前回指針の4本の柱)

1 正しい知識の普及啓発と感染予防の推進

- ・ 各種イベント等においてポスター掲示やリーフレット配布を行うなどして普及啓発を行っている。
- ・ 日本肝炎デー等に保健所で夜間検査・相談を実施している。
- ・ B型肝炎ワクチンの定期接種が平成28年10月から開始された。

【課題】

- ・ ピアスの穴あけ、タトゥー(刺青)など感染の危険性のある行為等についての理解不足があり、正しい知識のさらなる周知が必要である。

2 肝炎ウイルス検査の促進

- ・ 各市町村において、地域住民を対象とした肝炎ウイルス検査を実施しているほか、県では、保健所や委託医療機関において希望者を対象とした無料のウイルス検査を実施している。
- ・ 県では、ウイルス検査陽性者に対し初回精密検査及び定期検査費用の助成を行っている。

【課題】

- ・ 全ての県民が少なくとも1回はウイルス検査を受けるためには、自治体における検査のみでは十分でなく、職域の健康診断等にあわせて検査を実施するなど、検査体制の充実を図る必要がある。
- ・ ウイルス検査が陽性であっても、精密検査を受けていない者がいると推測される。

3 肝炎患者等に対する相談支援や情報提供の充実

- ・ 肝炎患診療連携拠点病院である山形大学医学部附属病院及び保健所に相談窓口を設置し、患者・家族等への支援や情報提供を行っている。
- ・ 平成29年度から患者・家族と医療機関及び行政機関との橋渡しを目的として、肝炎医療コーディネーターを養成している。

【課題】

- ・ より身近な機関である市町村等において、相談に対応できる体制が十分に整備されていない。

4 肝炎医療を提供する体制の確保

- ・ 肝炎患診療連携拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医療機関が連携し、県内における全ての患者が適切な治療を受けられる体制の確保に取り組んでいる。
- ・ 県では、肝炎患者の治療費の助成を行っている。

【課題】

- ・ 肝がん・重度肝硬変の治療に係る助成制度は、平成30年12月に開始したこともあり、まだ十分な周知が図られていない。

目標(2023年まで)

○肝がんの年齢調整罹患率(人口10万対) ⇒ 8.9未満に減少

○肝がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対) ⇒ 3.3未満に減少

※目標値は、いずれもこれまでの本県の最低値

第2期指針における主な施策展開

施策Ⅰ 感染予防の徹底

- ① B型肝炎ワクチンの接種率の向上
市町村の母子保健指導等を通じ、B型肝炎ワクチンが子どものために必要であることを周知啓発し、接種率を向上させる。
- ② 感染予防の普及啓発
広く県民に対し、感染の危険性のある行為等の啓発を行うなどして感染予防を徹底する。

施策Ⅱ 肝炎ウイルス検査の拡大

- ① 職域における肝炎ウイルス検査の促進
全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部等と連携し、事業主等の理解を得ながら職域における肝炎ウイルス検査を促進する。

施策Ⅲ フォローアップ体制の充実

- ① 検査陽性者の精密検査への誘導
検査陽性者に対し、専門医療機関への受診勧奨を行うとともに、精密検査の助成制度等の周知を徹底する。
- ② 肝炎医療コーディネーターの養成
毎年、養成講習会を開催し、全市町村及び全保健所に肝炎医療コーディネーターを配置することで相談対応やフォローアップを充実させる。

施策Ⅳ 良質な医療体制の確保

- ① 肝炎治療体制の充実
県民だれもが良質かつ適切な肝炎治療を受けられるよう、各医療機関の連携を強化し、肝疾患診療ネットワークの機能向上に努める。
- ② 肝炎の治療に係る助成制度の周知徹底
肝炎の治療に係る助成制度の周知を徹底する。
- ③ 肝がん・重度肝硬変の治療に係る助成制度への対応
平成30年12月に開始した当該助成制度を周知するとともに、事業の運営を円滑かつ適切に行う。